

令和 7 年 3 月 31 日

次世代育成支援対策に係る行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標1:令和 8 年 3 月までに、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和 7 年 5 月～	最新の法に基づく諸制度の調査・確認
●令和 7 年 9 月～	制度に関する情報資料を作成し従業員に配布、職場内で研修会の実施

目標2:令和 10 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間付与日数の 50%以上とする。

<対策>

●令和 7 年 5 月～	年次有給休暇現状把握と社内検討会の開催
●令和 7 年 7 月～	計画的な取得に向けた管理職研修の実施
●令和 7 年 9 月～	取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3:令和 12 年 3 月まで職種毎の月当たり残業時間を以下の内容とする。

- ① 事務社員 20 時間以下／月
- ② 倉庫社員 20 時間以下／月
- ③ 乗務社員 70 時間以下／月

<対策>

●令和 7 年 5 月～	実態把握と調査
●令和 7 年 7 月～	部門毎の管理職との協議、具体的な実行計画の策定
●令和 7 年 10 月～	実行具体策の実施(業務改善、関係先との交渉)